

アジュディケーター委員会

紛争委員会 (Dispute Board) の設置に関わる実態調査

アジュディケーター委員会

■背景

FIDIC 契約約款におけるクレーム・紛争の解決手段は重層的であり、① Engineer によるクレームの決定 (determination)、② 紛争委員会 (Dispute Board, DB) による紛争の裁定 (decision)、③ 仲裁による紛争の判定、の3つの過程の何れかで解決される。Dispute Board は Engineer' s decision に代わるものとして FIDIC 契約約款 1999 年版より導入されている。

国際協力機構 (JICA) の工事標準入札図書では、建設工事契約 (JICA Works) の 2009 年改訂版において FIDIC Red Book MDB 版 (Pink Book) が採用され、Dispute Board が紛争解決のための標準プロセスとして組み込まれた。また、プラント工事契約 (JICA Plant) においては、2012 年改訂版から Dispute Board が導入されている。

JICA は 2008 年から 2012 年の 4 ヶ年にわたり Dispute Board 導入・普及のための調査を実施し、AJCE も調査団の一員として調査に参加した。調査の目的は、① 円借款プロジェクト関係者に Dispute Board の機能・利点について理解を深め Dispute Board の利用促進を図ること、② アジア地域において Dispute Board を構成するアジュディケーターの育成を図ること、であった。

しかしながら、実際の円借款プロジェクトにおいて Dispute Board の設置状況は必ずしも捗々しいものではない。AJCE は 2011 年より日本人アジュディケーターの登録制度を運用しており、現在 10 名の方が登録されているが、アジュディケーターとしての活動は停滞している現状にある。

■調査の目的

以上の背景から、AJCE アジュディケーター委員会では Dispute Board の設置状況をより詳細に把握し、Dispute Board 普及のための検討の足がかりとすることを目的として、会員企業の協力を得てその実態を調査した。本稿では、調査結果の概要について報告する。

■調査の方法

1) アンケート調査

円借款プロジェクトにおいて施工監理業務に携わる AJCE 会員企業 8 社にアンケート調査を行った。

＜調査対象企業 50 音順＞

(株) NJS コンサルタンツ

(株) オリエンタルコンサルタンツ

(株) 建設技研インターナショナル

(株) 長大

(株) TEC インターナショナル

(株) 日水コン

日本工営(株)

八千代エンジニアリング(株)

2) 調査対象事業と契約

円借款プロジェクトにおいて、2010 年以降に締結された工事契約を対象とした。

3) 調査期間

アンケート調査は 2015 年 3 月 10 日～4 月 13 日に実施した。

■調査の結果

1) 契約数

アンケート調査を通じて、合計で 90 の契約に関

わるデータが収集された。

これらのデータには同一プロジェクトにおける複数の工区の契約が含まれていたが、同一プロジェクトでは Dispute Board の規定や設置状況はほぼ同様であるため、プロジェクト毎の 36 件のデータとして集約した。以下、36 件のデータに基づき結果をまとめる。

2) 工種の種類

工種の種類は上下水道施設が 11 件で最も多く、道路・橋梁（9 件）、鉄道（6 件）、港湾（3 件）が続く。

No.	工種の種類	件数	%
1	上下水道施設	11	30.5%
2	道路・橋梁	9	25.0%
3	鉄道	6	16.7%
4	港湾	3	8.3%
5	発電土木	2	5.5%
6	建築	1	0.3%
7	都市排水	1	0.3%
8	河川	1	0.3%
9	機電プラント	1	0.3%
10	その他	1	0.3%
計		36	

3) 適用契約条件書の種類

適用された契約条件書は、JICA Works が 21 件で最も多く、FIDIC Yellow Book 1999（6 件）、FIDIC Silver Book 1999（3 件）が続く。

No.	契約条件書	件数	%
1	JICA Works	21	58.3%
2	JICA Plant	1	0.3%
3	FIDIC Yellow Book 1999	6	16.6%
4	FIDIC Silver Book 1999	3	8.3%
5	FIDIC Orange Book 1995	1	0.3%
6	JBIC	1	0.3%
7	その他	3	8.3%
計		36	

4) Dispute Board の種類

Dispute Board の種類として、建設契約締結直後に Dispute Board を設置する「常設ボード」と、紛争が発生してから設置する「アドホックボード」の 2 種類がある。FIDIC 契約約款では、Red Book 1999 と Pink Book に常設ボード、Yellow Book 1999 と Silver

Book 1999 にアドホックボードが規定されている。

調査の結果は、常設ボードが 16 件、アドホックボードが 14 件でほぼ同数であった。また、Dispute Board 条項が契約から削除されているものが 6 件ある。契約条件書が JICA Works であるにも拘わらず、アドホックボードとなっているものが 5 件確認された。

No.	DB の種類	件数	%
1	常設ボード	16	44.4%
2	アドホックボード	14	38.8%
3	DB 条項が削除されている	6	16.6%
計		36	

5) Dispute Board メンバー（アジュディケーター）の人数

Dispute Board は 1 名または 3 名のアジュディケーターで構成され、中・大型契約においては 3 名とすることが多い。

調査では 3 名が 24 件と過半数を占め、1 名は 5 件であった。また、協議により決定する（同意があれば 1 名、なければ 3 名）とするものが 1 件あった。

No.	DB の人数	件数	%
1	3 名	24	80.0%
2	1 名	5	16.7%
3	協議により決定	1	0.3%
計		30	

契約金額と Dispute Board メンバー数との関係は下表の通り整理され、必ずしも契約金額が小さい案件に 1 名ボードが集中してはいないことが確認された。また、20 億円以下の契約であっても 3 名ボードが規定されているものが 14 件確認された。

No.	契約金額	DB 人数別契約数	
		1 名	3 名
1	100 億円以上	2	21
2	50 億～100 億円	4	7
3	20 億～50 億円	1	7
4	20 億円以下	0	14
計		7	49

6) Dispute Board の設置状況

Dispute Board の設置状況については、DB 条項が契約から削除されている案件を除いた 30 件のうち、

実際に設置されているものは4件のみであった。4件のうち、3名ボードは3件、1名ボードは1件であった。未設置の案件は合計26件あり、契約上の規定では常設ボードが14件、アドホックボードが12件であった。

No.	DBの設置状況	件数	%
1	設置済み	4	13.3%
2	常設ボードを規定しているが未設置	14	46.7%
3	アドホックボードを規定しているが未設置	12	40.0%
計		30	

7) Dispute Board 未設置の理由

常設ボードを規定しているが未設置となっている14件の未設置の理由は、発注者または請負者が「Dispute Boardの便益に懐疑的」が6件で最も多く、「コスト負担に消極的」は3件という結果が得られた。

No.	DB未設置の理由	件数	小計
1	発注者がDBの便益に懐疑的	4	6
2	請負者がDBの便益に懐疑的	0	
3	発注者・請負者がDBの便益に懐疑的	2	
4	発注者がコスト負担に消極的	1	3
5	請負者がコスト負担に消極的	0	
6	発注者・請負者がコスト負担に消極的	2	
7	間もなく設置される見込み	0	0
8	適切なDBメンバーが不在	0	0
9	その他理由	2	2
10	不明	3	3
計			14

8) Dispute Board メンバーの国籍

Dispute Board が設置されている4件におけるアジュディケーターの国籍については。プロジェクト実施国の現地人が6名、実施国籍以外が3名で、こ

の中に日本人のメンバーは確認されなかった。

■考察

- 1) Dispute Boardの設置は30件中4件に留まっており、その普及は進んでいないことが改めて確認された。設置されていない26件のうち、アドホック・ボード（12件）についてはまだ紛争が発生していないために設置されていないという理由も考えられるが、常設ボード（14件）については、設置すべき時期が過ぎているにもかかわらず設置が引き延ばされている状態にあると考えられる。
- 2) 未設置の理由は、「Dispute Boardの便益に懐疑的」が6件で最も多く、Dispute Boardの機能が正しく理解されていないことが背景にあると考えられる。常設ボードは、紛争の解決機能だけではなく、紛争の予防機能も兼ね備えており、この点が他の紛争解決手段（調停、仲裁、裁判）には備えられていない特筆すべき機能であり便益でもあることを認識する必要がある。
- 3) 調査では、「キックオフ会議の場でクライアントやコントラクターに対してDispute Board設置の有用性を説明し、設置を推薦したが、設置には消極的であった」、「Engineerとして発注者・請負者へは契約上の義務としてDispute Boardの設置を強く要求している」という報告が得られた。
- 4) Dispute Boardは最終的には発注者・請負者のイニシアチブと合意により設置されるものであるため、Engineerの影響力は限定的とならざるを得ない。しかしながらDispute Boardを採用する工事契約が今後ますます増加する現状も踏まえ、コンサルタントとして上記3)のような努力は今後とも継続されるべきであると考えられる。